

# 海外募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はルック JTBなど本文第2項に掲げる各社の海外募集型企画旅行に適用します

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行

(1) この旅行は、以下の各社のホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

○(株) JTB (東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 64 号)

○(株) JTB ガイアック (東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 712 号)

○沖縄 JTB (株) (沖縄県那覇市旭町 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1492 号)

○(株) JTB ビジネスマーケティング＆トラベル (東京都品川区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号)

○(株) JTB ビジネスリゾーネス (東京都江東区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号)

○(株) トラブルブライアンショナル (東京都品川区上大崎 2-24-9 観光庁長官登録旅行業第 573 号)

(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

## 3 - 1. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社又は受託販売欄に記載された当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて必要事項をお申出のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の 20%以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	申込金（おひとり）
出発日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって 61 日目以前
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで
20 万円以上 30 万円未満	4 万円以上旅行代金まで
15 万円以上 20 万円未満	3 万円以上旅行代金まで
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで
10 万円未満	旅行代金の 20% 以上旅行代金まで

(2) ①当社は電話・郵便・ファクシミリ及びインターネットその他通信手段による旅行契約の予約申込を受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなったものとして取り扱います。

②お客様が旅行予約サйтеで予約・販売してお支払いの方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

③お客様が、旅行予約サйтеで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 25 項の通信契約による旅行条件を適用し、第 25 項(3)の定めにより契約が成立します。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)①により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便・ファクシミリ及びインターネットなどの他の通信手段でお申込みの場合、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、電話・郵便・ファクシミリ及びインターネットなどの他の通信手段でお申込みの場合でも、通信契約によって契約が成立されるときは、第 25 項(3)の定めにより契約が成

立します。

(4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社らが定めるまでに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 29 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うこと予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3 - 2. ウエイティングの取扱いについての特約

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

(1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答を得たらじだる期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来の旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となったときにお客様に旅行契約の締結を承諾する旨の通知を当社がお客様に到着した時に成立するものとします。

(3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に到着した時に成立するものとします。

(4) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できぬ場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5) 当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があったときでも当社は取消料をいたしません。

## 4. お申込み条件

(1) 申し込み時点で 18 歳未満の方が親権者と同一しない場合は親権者の同意書の提出が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満または中学生以下の参加には保護者の全行程同行を条件とします（一部語学研修ツアーやなど除く）。

(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取扱いに関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が風流を發布したり、偽証や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れのその他特別な配慮を必要とする方は、お申込み際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要な措置の内容を具体的にお申出ください。

(7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能な限り合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれを示してお申出いただくことがあります。

(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることができます。また、お客様からお申出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なおお客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置を要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9) 当社は、本項(1)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様に連絡が必要な場合は、(1)はお申込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。

(10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13) その他当社の業務上の都合がある場合には、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。なお、郵便、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したアドレス等でご案内することができます。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目に当たる日以降、21 日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する月日日にお支払いいただきます。また、当社とお客様が第 25 項に規定する通票契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無して旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第 15 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加代金及び第 14 項記載の交替手数料をお支払いいただけます。また、この場合のカード利用料は、お客様からお申出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第 3 - 1 項の「申込金」、第 15 項(1)の①のアの「取消料」、第 15 項(1)の②のアの「違約料」、及び第 24 項の「変更代償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限り】を含みません。また、等級の選択ができるコースがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します。）

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）

(3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）

(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等に特に別途の記載がない限り 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。）

(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金

(6) 航空機による手荷物の運搬料金

航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを行います。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。）

(7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）

但し、一部の空港・駅・港・埠頭等はボーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

(8) 添乗員同行コースの同行費用

添乗員同行コースの同行費用はお客様のご都合により、一部利用されても原則として払い戻しはいたしません。

(9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ

該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。

(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分。

(3) クリーニング代、電話代、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）

(5) 希望者のみが購入するオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金

(6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます。）

(7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）

(8) 日本国内の空港施設使用料等

(9) 日本国における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日宿泊費

(10) 旅行日程中の国際観光客税、空港税等（ただし、国際観光客税、空港税等を含むことを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）

(11) 特別な配慮・処理に要した費用

(12) インターネットを通じたサービス提供による通信料

行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。  
お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を收受します。

- カ、当社の責任でない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を收受します。
- ② 当社の解除権  
ア、お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ、次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。  
a、お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。  
b、お客様が第4項の(3)から(5)までに該当することが判断したとき。  
c、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。  
d、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。  
e、お客様契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。  
f、お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- g、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのそれが極めて大きいとき。
- h、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると極めて大きいとき。
- i、上記hの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。（但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の①の工に掲げます。）
- j、上記hの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。
- カ、当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

- (2) 旅行開始後の解除  
① お客様の解除・払い戻し  
ア、お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ウ、本項(2)の①のイの場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ② 当社の解除・払い戻し  
ア、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。  
a、お客様の病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。  
b、お客様が第4項の(3)から(5)までに該当することが判断したとき。  
c、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
d、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。  
e、上記dの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- イ、解除の効果及び払い戻し  
本項(2)の②のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払へ引き取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ、本項(2)の②のアのa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ、当社が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解約翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 本項(1)の規定は、第20項（当社の責任）又は第22項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行ふことを妨げるものではありません。

## 17. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) 旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な処置を講じること。  
(2) 本項(1)の措置を講じた後にかかるべき契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。  
また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとめるよう努めること。

## 18. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 19. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。  
(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。  
(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。  
(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。また労働基準法の定めから勤務中、一定の休息時間を適宜取得いたします。  
(5) 本項(1)の規定に従わらず、当社の関与しない事由による日程変更が生じ、かつ旅程管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがございます。

## 20. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年内に当社に対して通知があった場合に限ります。  
(2) お客様が次に示すような事由により、損害を受けた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。  
① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止・官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止・自由行動中の事故・食中毒・盜難・運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何かかわらず当社が支払う賠償額は1人あたり最高15万元まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といいたします。

(4) 航空運送料または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約の取次をされても当社は責任を負いません。

(5) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関（航空機、鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任になります。

## 21. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500万円）・後遺障害補償金（2500万円を上限）・入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限します。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中はいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酔酒や運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登攀は（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハーマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボスプレー、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、クワドローライト機等）搭乗、ジャイロプローラー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動による募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は現金、有価証券、クリジットカード、クーポン券、航空券、バスカード、免許証、査定証、預金証書、時計証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コントクトレンズ等の当社約款に定められ、またはお土産品などの当社が指定する補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害補償義務を重ねて負つ場合であっても、一方の損害が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

## 22. オブショナルツアーアップ情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オブショナルツアー」といいます。）の第21項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容一部として取り扱います。当社オブショナルツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。
- (2) オブショナルツアーアップの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ・パンフレット等で明示した場合には、当社は、当該オブショナルツアーアップ参加中にお客様に発生した第21項（特別補償）で規定する損害に対しては、同様の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オブショナルツアーアップ利用日が主なる募集型企画旅行の無手配日）であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット等又は確定書面にて記載した場合を除きます。また、当該オブショナルツアーアップの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法に準ります。
- (3) 当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用します（但し、当該オブショナルツアーアップが主なる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし当該変更について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生するが明らかな場合には、変更補償金としてはなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦、暴動、工、官公署の命令、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ② 第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができる場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- ④ 本項(1)の規定に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- ⑤ 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の等級又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアーカードにて記載があった事項の変更	2.5%
	5.0%

注1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：①～⑧に掲げる変更につき1件として取り扱います。

注4：④～⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中での複数便に亘る場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

注5：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：④運送機関の会社名の変更については、運送・宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関の名称の変更につき1件として取り扱います。

注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更につき1件として取り扱います。

注8：⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点に契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

## 25. 通信契約による旅行条件

当社は又は受託旅行業者が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）  
① 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。  
② 申し込みに際し、会員番号（クレジットカード番号）、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。  
③ 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。  
④ 当社等は提携会社のカードにより所定の旅券への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する旅行代金」又は「第15